第

5 3 7 7

무

REÂDAS J-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年12月25日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ☆ 売掛債権の貸倒処理

**Q**:売掛金の残がある得意先に何度も支払いを催促していますが、一向に回収ができません。支払う気がないようですが、貸倒れ処理することはできませんでしょうか?

A:次の場合には、貸倒処理をすることが 認められます。

## 【解説】

法人税では、債務者について次に掲げる事 実が発生した場合には、その債務者に対して 有する売掛債権(売掛金、未収請負金その他これ れらに準ずる債権をいい、貸付金その他これ に準ずる債権を含まない)について法人がそ の売掛債権の額から備忘価額を控除した残額 を貸倒れとして損金経理をしたときは、これ を認めることとしています。

- ①債務者との取引を停止した時(最後の弁済 期又は最後の弁済の時がその停止をした時 以後である場合には、これらのうち最も遅 い時)以後1年以上経過した場合(その売掛 債権について担保物のある場合を除きま す)
- ②法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

したがって、上記の要件に該当するようであれば、備忘価額(1円)を控除した残額を貸倒処理することが認められます。

なお、この取扱いは、貸付債権については 適用がありませんので、注意してください。







